

第1857号  
令和7年3月1日

## 裁判所時報

発行  
最高裁判所  
事務総局  
(毎月1日・15日発行)

## (目次)

◎裁判例	1
(刑事)	
● 1 道路交通法（令和4年法律第32号による改正前のもの）72条1項前段の義務を尽くした といえる場合	
2 道路交通法（令和4年法律第32号による改正前のもの）72条1項前段の義務に違反した とされた事例	
(令和5年（あ）第1285号・令和7年2月7日 第二小法廷判決 破棄自判)	
◎記事	3
●高齢者叙勲	
●叙位・叙勲（12月分、死亡者のみ）	
●人事異動（2月5日～2月15日）	
◎最高裁判所通達	4
●最高裁判所事務総局等の組織通達、職制の実施通達及び下級裁判所事務局等の組織通達の改 正について	
◎最高裁判所規則・規程	5
●刑事訴訟規則の一部を改正する規則について	
●刑事訴訟規則等の一部を改正する規則について	
●最高裁判所事務総局分課規程及び最高裁判所事務総局等職制規程の一部改正について	
◎政令	5
●銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	



## 裁判例

### 刑事

- ◎ 1 道路交通法（令和4年法律第32号による改正前のもの）72条1項前段の義務を尽くしたといえる場合  
 2 道路交通法（令和4年法律第32号による改正前のもの）72条1項前段の義務に違反したとされた事例

件名 道路交通法違反被告事件

最高裁判所令和5年（あ）第1285号  
 令和7年2月7日 第二小法廷判決 破棄自判

被告人 甲  
 原審 東京高等裁判所

#### 主文

原判決を破棄する。  
 本件控訴を棄却する。

#### 理由

検察官の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、単なる法令違反の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

しかしながら、所論に鑑み、職権をもって調査すると、原判決は、刑訴法411条1号により破棄を免れない。その理由は、以下のとおりである。

#### 第1 事案の概要

1 第1審判決が認定した犯罪事実の要旨は、「被告人は、平成27年3月23日午後10時7分頃、長野県佐久市内の交通整理の行われていない交差点において、普通乗用自動車を運転中、被害者（当時15歳）に自車を衝突させて、同人を右前方約44.6m地点の歩道上にはね飛ばして転倒させ、同人に多発外傷等の傷害を負わせる交通事故を起こし、もって自己の運転に起因して人に傷害を負わせたところ、その後すぐに車両の運転を停止したものの、直ちに救護措置を講じず、かつ、その事故発生の日時及び場所等法律の定める事項を、直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかった。」というものである。

2 第1審判決の認定及び記録によれば、本件の事実関係は次のとおりである。

（1）被告人は、平成27年3月23日午後10時7分頃（以下、時間のみを記載しているものは同日の時間である。）、長野県佐久市内において、普通乗用自

動車を運転中、被害者に自車を衝突させ、同人を右前方約44.6m地点の歩道上にはね飛ばして転倒させ、同人に多発外傷等の傷害を負わせる交通事故を起こした。

（2）被告人は、フロントガラスがくもの巣状にひび割れることから、自車を人に衝突させたと思い、衝突地点から約95.5m先で自車を停止させて降車し、衝突現場付近に向かった。

（3）被告人は、午後10時8分頃、衝突現場付近で靴や靴下を発見し、その後約3分間、付近を捜したが、被害者を発見することはできなかった。その間に、被告人は、通行人から救急車を呼んだかと聞かれたが、所持していた携帯電話で警察や消防に通報をすることはなかった。

（4）被告人は、午後10時11分頃、自車まで戻り、ハザードランプを点灯させた後、運転前に飲酒していたため酒臭を消すものを買おうと考え、自車の停止位置から、衝突現場とは反対方向にあり、約50.1mの距離にあるコンビニエンスストアに赴いて口臭防止用品を購入し、午後10時13分頃、これを摂取して、衝突現場方向に向かった。

（5）その頃、通行人が、歩道上に倒れていた被害者を発見して、午後10時14分頃、110番通報をし、その通報がされている間に、被告人も、被害者の元に駆け寄って、人工呼吸をするなどした。

#### 第2 第1審判決及び原判決の要旨

1 第1審判決は、道路交通法（令和4年法律第32号による改正前のもの。以下同じ。）72条1項前段、後段が救護義務及び報告義務を直ちに尽くすよう命じているのは、運転者が救護等の措置以外の行為に及ぶことによって救護等の措置を遅延させることは許されないという意味に解されるとした上で、被告人が、事故後すぐに衝突現場に戻ったものの、被害者を発見できないまま、警察官に飲酒運転の事実が発覚することを恐れて、コンビニエンスストアに赴いて口臭防止用品を購入、摂取するという、救護等の義務を尽くすことと対極の行動を優先させた時点で、救護義務及び報告義務の履行と相いれない状態に至ったとみるべきであり、それによって救護等の措置を遅延させたとして、直ちに救護等の措置を講じなかつたと認め、被告人を懲役6月に処した。

2 これに対し、被告人が控訴し、法令適用の誤り等を主張したところ、原判決は、被告人は事故後直ちに自車を停止させて被害者の捜索を開始しており、自車まで戻ってハザードランプを点灯させたことも危険防止義務を履行したものと評価でき、コンビニエンスストアに赴いて口臭防止用品を購入、摂取したことは、被害者の捜索や救護のための行為ではないものの、こ

これらの行為に要した時間は1分余りで、そのための移動距離も50m程度にとどまっており、その後直ちに衝突現場方向に向かい、被害者が発見されると駆け寄つて人工呼吸をするなどしていたことに照らすと、被告人は一貫して救護義務を履行する意思を保持し続けていたと認められ、このような事故後の被告人の行動を全体的に考察すると、人の生命、身体の一般的な保護という救護義務の目的の達成と相いれない状態に至ったとみることはできないとして、救護義務違反の罪の成立を否定した上で、第1審判決を法令適用の誤りを理由に破棄し、その場合、報告義務違反の点については既に公訴時効が完成しているとして、被告人に対して無罪を言い渡した。

### 第3 当裁判所の判断

しかしながら、原判決の前記判断は是認することができない。その理由は、以下のとおりである。

1 道路交通法72条1項前段は、車両等の交通による事故の発生に際し、被害を受けた者の生命、身体、財産を保護するとともに、交通事故に基づく被害の拡大を防止するため、当該車両等の運転者その他の乗務員のとるべき応急の措置を定めたものである。このような同項前段の趣旨及び保護法益に照らすと、交通事故を起こした車両等の運転者が同項前段の義務を尽くしたというためには、直ちに車両等の運転を停止して、事故及び現場の状況等に応じ、負傷者の救護及び道路における危険防止等のため必要な措置を臨機に講ずることを要すると解するが相当である。

2 前記第1の2の事実関係によれば、被告人は、被害者に重篤な傷害を負わせた可能性の高い交通事故を起こし、自車を停止させて被害者を捜したものの発見できなかつたのであるから、引き続き被害者の発見、救護に向けた措置を講ずる必要があったといえるのに、これと無関係な買物のためにコンビニエンスストアに赴いており、事故及び現場の状況等に応じ、負傷者の救護等のため必要な措置を臨機に講じなかつたものといえ、その時点で道路交通法72条1項前段の義務に違反したと認められる。原判決は、本件において、救護義務違反の罪が成立するためには救護義務の目的の達成と相いれない状態に至ったことが必要であるという解釈を前提として、被害者を発見できていない状況に応じてどのような措置を臨機に講ずることが求められていたかという観点からの具体的な検討を欠き、コンビニエンスストアに赴いた後の被告人の行動も含め全体的に考察した結果、救護義務違反の罪の成立を否定したものであり、このような原判決の判断には、法令の解釈適用を誤った違法があり、これが判決に影響を及ぼすことは明らかで、原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認められる。

3 よって、刑訴法411条1号により原判決を破棄することとし、以上の検討によれば、救護義務違反及び報告義務違反の各罪の成立を認めた第1審判決の判断は、その結論において是認することができ、また、訴訟記録に基づいて検討すると、被告人のその余の控訴趣意もいずれも理由がなく、第1審判決はこれを維持するのが相当であるから、同法413条ただし書、414条、396条により被告人の控訴を棄却することとし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官佐久間佳枝 公判出席

(裁判長裁判官 岡村和美 裁判官 三浦 守 裁判官  
草野耕一 裁判官 尾島 明)

## 記事

### ◎高齢者叙勲

別紙「高齢者叙勲」のとおり

### ◎叙位・叙勲（12月分、死亡者のみ）

別紙「叙位・叙勲（令和6年12月、死亡者のみ）」  
のとおり

### ◎人事異動

長崎地方・家庭裁判所判事補

大阪地方・家庭裁判所判事補 篠野拓輝  
(2月5日)

依頼退官

神戸地方・家庭裁判所尼崎支部判事兼  
神戸地方・家庭裁判所柏原支部判事 大藪和男  
(2月12日)

定年退官

東京高等裁判所判事 松井英隆  
(2月14日)

東京高等裁判所判事

知的財産高等裁判所判事 宮坂昌利  
知的財産高等裁判所判事

東京高等裁判所判事 増田 稔  
東京高等裁判所判事

大阪高等裁判所判事 東 亜由美  
(以上2月15日)



## 最 高 裁 判 所 通 達

### 《最高裁判所事務総局等の組織通達、職制の実施通達 及び下級裁判所事務局等の組織通達の改正について》

「最高裁判所事務総局等の組織について」、「職制  
の実施について」及び「下級裁判所の事務局等の組織  
について」の各通達が改正されました。

これらの通達改正は、最高裁判所事務総局及び下級  
裁判所の事務局における事務の適正かつ円滑な運営を  
図るための所要の整備を行ったものであり、同改正に  
関するお知らせは「[最高裁事務総局分課規程及び最  
高裁事務総局等職制規程等が改正されました](#)」に掲載  
のとおりです。

最 高 裁 判 所 規 則

最 高 裁 判 所 規 程

《刑事訴訟規則の一部を改正する規則について》

《最高裁判所事務総局分課規程及び最高裁判所事務総局等職制規程の一部改正について》

標記の規則（令和七年最高裁判所規則第二号）が、令和七年二月十二日に公布されました。

この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、出国制限等に関する手続について所要の整備を行うものです。

なお、この規則は、改正法附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行されます。

（規則の条文は、電子決裁システムにより配信済み。）

◎刑事訴訟規則の一部を改正する規則

（令和七年二月一二日公布 最高裁判所規則第二号）

規則II別添1のとおり

《刑事訴訟規則等の一部を改正する規則について》

標記の規則（令和七年最高裁判所規則第三号）が、令和七年二月十二日に公布されました。

この規則は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されることに伴し、関係規定の整理を行なうものです。

なお、この規則は、改正法の施行の日（令和七年六月一日）から施行されます。

（規則の条文は、電子決裁システムにより配信済み。）

◎刑事訴訟規則等の一部を改正する規則

（令和七年二月一二日公布 最高裁判所規則第三号）

規則II別添2のとおり

最 高 裁 判 所 規 則

最 高 裁 判 所 規 程

最高裁判所事務総局分課規程及び最高裁判所事務総局等職制規程の一部を改正する規程が制定され、令和七年四月一日から施行されます。

この規程は、最高裁判所事務総局における事務の適正かつ円滑な運営を図るため、経理局、民事局及び行政局の態勢見直しに伴う所要の整備を行つたものです。

◎最高裁判所事務総局分課規程及び最高裁判所事務総局等職制規程の一部を改正する規程

（令和七年一月二九日 最高裁判所規程第一号）

規程II別添3のとおり

政

令

◎銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

（令和七年一月二十四日公布 政令第一三号）

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年三月一日とする。

(別紙)

高 齡 者 叙 獻

元名古屋地方・家庭裁判所豊橋支部長	大津 卓也	2.1	瑞 中
-------------------	-------	-----	-----

(別紙)

叙 位 ・ 叙 獲 (令和6年12月、死亡者のみ)

宇城簡易裁判所判事	松 本 和 秀	12. 16	従四位 瑞小
元藤沢簡易裁判所判事	岩 澤 義 輝	12. 16	従四位
名古屋地方・家庭裁判所調停委員	近 藤 泰 典	12. 24	瑞單
東京簡易裁判所主任書記官	藤 目 賢 一	12. 25	従五位 瑞双
元日本弁護士連合会理事	石 川 浩 三	12. 28	従五位
松江地方裁判所浜田支部主任書記官兼庶務課長	細 木 透	12. 31	正六位 瑞双

◎最高裁判所規則第二号

刑事訴訟規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年二月二十一日

## 最高裁判所

## 刑事訴訟規則の一部を改正する規則

刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
-----	-----

目次
〔第一編 略〕
第二編 第一章
〔第一章・第二章 略〕
第三章 公判
〔第一節～第三節 略〕
〔第一節～第三節 同上〕
第三章 〔同上〕
〔第一節～第三節 同上〕
第四節 公判の裁判（第二百一十八条～第二百一十九条の十三）
〔同上〕
第四章 即決裁判手続
第一節 即決裁判手続の申立て（第二百一十九条の十四～第二百一十九条の二十一）
〔同上〕
第二節 公判準備及び公判手続の特例（第二節）
〔第二節 公判準備及び公判手続の特例（第二節）〕

「百二十二条の十七～第二百二十二条の六」

「百二十二条の二十四～第二百二十二条の二十一」

「百二十二条の二十二～第二百二十二条の二十一」

による決定に係る勾留状を発する場合における第

七十条の規定の適用について、同条中「法第

六十条第一項各号」とあるのは、「法第三百四

十二条の八第一項各号列記以外の部分」(法第三

百四十五条の三において読み替えて適用する場

合を含む。)」とする。

2| 前項に規定する場合において、法第六十条第

一項各号に定める事由に該当するときにおける

第七十条の二の規定の適用については、同条第

一項中「裁判長又は裁判官」とあるのは「裁判

長」と、「法第六十条第一項各号」とあるのは

「法第六十条第一項各号及び第三百四十二条の

八第一項各号列記以外の部分」(法第三百四十五

条の三において読み替えて適用する場合を含む

。)」とする。

第六十条第一項各号」とあるのは、「法第六十

一条第一項各号及び第三百四十二条の八第一項各

号列記以外の部分」(法第三百四十五条の三にお

いて読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

五

4| 前項に規定する場合において、法第六十条第

一項各号に定める事由に該当するときにおける

第七十条の二の規定の適用については、同条第

一項中「裁判長又は裁判官」とあるのは「裁判

長」と、「法第六十条第一項各号」とあるのは

「法第六十条第一項各号及び第三百四十二条の

八第一項各号列記以外の部分」(法第三百四十五

条の三において読み替えて適用する場合を含む

。)」とする。

法第三百四十二条の八第一項の請求をするに

は、次に掲げる事項を記載した請求書を提出し

なければならない。

一 被告人の氏名、年齢、職業及び住居

二 被告名及び公訴事実の要旨

三 出第三百四十二条の八第一項各号列記以外の部分に定める事由

四 法第六十条第一項各号に定める事由があるときは、その事由

五 被告人に弁護人があるときは、その氏名

六| 第百四十二条第二項及び第三項並びに第三百四十八条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定(勾留状に代わるものに該する部分に限る。)において同じ。)の適用については、同条第一項中「裁判長又は裁判官」とあるのは「裁判長」と、「法第六十条第一項各号」とあるのは「法第三百四十二条の八第一項各号列記以外の部分」(法第三百四十五条の三において読み替えて適用する場合を含む。)とする。

読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

六

七

第一百二十二条の四、第一百二十二条の九

八

略

(準用規定・法第三百五十条)

第一百二十二条の十三、法第三百五十条の請求については、第一百二十二条の七、第一百二十二条の八前段及び第一百二十二条の十一の規定を準用する。

第一百二十二条の十四～第一百二十二条の二十四

〔略〕

(被請求書の記載要件・法第四百九十四条の五等)

第一百九十四条の二 法第四百九十四条の五の規定による拘置の請求をするには、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない

上

(準用規定・法第三百五十条)

第一百二十二条の十一～第一百二十二条の二十一においては、第一百二十二条の四、第一百二十二条の五前段及び第一百二十二条の八の規定を準用する。

第一百二十二条の十一～第一百二十二条の二十一

〔同上〕

〔新設〕

第一百九十四条の二 法第四百九十四条の五の規定による拘置の請求をするには、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない

2

第一百四十二条第一項及び第三項の規定並びに法第四百九十四条の五の規定による拘置の請求について準用する。この場合において、これらの規定中「被請求者」とあるのは「法第三百四十二条の二（法第四百四条（法第四百十一条に

いて準用する場合を含む。）又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者」と、第一百四十二条第一項中「被請求者」とあるのは「その者」と読み替えるものとする。

〔資料の提供・法第四百九十四条の五等〕

第一百九十四条の三 法第四百九十四条の五の規定による拘置の請求をするには、次に掲げる資料を提供しなければならない。

〔新設〕

第一百九十四条の四及び第一百九十四条の七第一項において同じ。）又は第一百九十四条の三の規定による決定を受けた者の氏名、年齢、職業及び住居

第一百九十五条の二（法第四百九十四条の六に規定する）ことができない場合における

第一百九十五条の二（法第四百九十四条の六に規定する）ことができない場合における

〔新設〕

第一百九十五条の二（法第四百九十四条の六に規定する）ことができない場合における

四条の三の規定による決定を受けた者に対し理由を告げこれに関する陳述を聞く場合には、裁判所書記官を立ち会わせなければならない。

(調査の作成・法第四百九十四条の六)

第二百九十四条の五 前条に規定する場合に五

調査を作らなければならない。

2) 詞項の調査については、第三十八条第二項(第三項前段に係る部分に限る。)、第三項、第四項及び第六項並びに第四十二条第一項の規定

を準用する。

(拘固状の記載要件等・法第四百九十四条の七)

第二百九十四条の六 拘固状には、法第四百九十九条

〔新設〕

〔新設〕

第二百九十四条の六

〔新設〕

〔新設〕

三

四条の八第二

項において既

み替えて準用

する法第六十

九条

第七十二条	裁判所又は裁	裁判所
第七十四条第	被告人は	者は
一項	被告人への交	交付
第七十四条第	被告人への交	交付
二項	交付	交付
次項各号に掲	その請求をし	た者
げるときを除		

き、被告人

(拘固の通知等・法第四百九十四条の八)

〔新設〕

第二百九十四条の七 法第三百四十五条の二又は

第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者を拘固した場合において、その者に法定代理人

人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹

がないときは、その決定を受けた者の申出により、その指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

2) 檢察官は、法第四百九十四条の五の規定による拘固をした裁判所の裁判長の同意を得て、拘

固されている者を他の刑事施設に移すことがで

〔新設〕

第二百九十四条の六

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第七十一条

法第六十九条 法第四百九十九条

四

一五

一六

きる。

3) 被告官は、拘置されでいる者を他の刑事施設

に移したときは、即ちにその旨及びその刑事施

設を法第四百九十四条の五の規定による拘置を

した裁判所並びに拘置されている者の法定代理

人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹

のうち拘置されている者の指定する者一人に通

知しなければならない。

4) 前項の場合には、第一項の規定を準用する。

〔拘置についての適用規定・法第四百九十四条

の八号〕

第二百九十四条の八 第八十一一条から第八十二条

まで、第八十四条から第八十六条の二まで、第

一百四十五条の八 第八十五条の二

〔新設〕

第八十一条	第九十条、第一百四十条、第一百四十一
二項	五百五十五条の五の規定による拘置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。」
法第八十二条	法第四百九十一
二項	四条の八第一項において読み替えて準用する法第八十一条第二項本文
二項	五百五十五条の五の規定による拘置について準用する法第八十一条第二項本文

第八十一条の二	第八十五条の二	第八十五条の二	第八十五条の二
二項	被告人又は弁護人	被告人又は弁護人	被告人又は弁護人及び請求者

第九十条		法第八十四条	法第四百九十一
二項	五百五十五条の二	五百五十五条の二	五百五十五条の二
二項	四条の八第一項において読み替えて準用する法第八十一条第二項本文	四条の八第一項において読み替えて準用する法第八十一条第二項本文	四条の八第一項において読み替えて準用する法第八十一条第二項本文
二項	五百五十五条の二	五百五十五条の二	五百五十五条の二

第二項まで、第七十五条及び第七十六条の規定

(これらの規定のうち勾引に関する部分に限る

第百四十条	裁判官	せる
第百四十一条	法第四百九十一	
及び第百五十一 条	四条の五の規 定による拘置	

第百四十条	記名押印	裁判官
第百四十一条	裁判長が、記	法第四百九十一
及び第百五十一 条	名押印	四条の五の規 定による拘置

第百五十条	被疑者	法第三百四十 五条の二(法 第四百四条)、 法第四百十四 条において準 用する場合を 含む。)にお いて適用する 場合を含む。 (又は第四百 九十四条の三 の規定による 決定を受けた 者)
-------	-----	---

〔勾引に関する特用規定・法第四百九十四条の九 〔第十一〕〔第十一〕〔新設〕	〔勾引に関する特用規定・法第四百九十四条の九 〔第十一〕〔第十一〕〔新設〕	〔勾引に関する特用規定・法第四百九十四条の九 〔第十一〕〔第十一〕〔新設〕
--	--	--

(これらの規定のうち勾引に関する部分に限る

第十七条	法第六十九条	法第四百九十一 四条の十二第 三項において 読み替えて準 用する法第六
------	--------	---

第十七条	裁判所又は裁 判官	十九条
第七十二条	法第四百九十一 四条の十二第 一項の規定に よる決定をし た裁判所	
第七十三条	勾引状に代わる 引状	
第七十四条	被告人への交 付	もの

〔勾引に関する特用規定・法第四百九十四条の九 〔第十一〕〔第十一〕〔新設〕	〔勾引に関する特用規定・法第四百九十四条の九 〔第十一〕〔第十一〕〔新設〕	〔勾引に関する特用規定・法第四百九十四条の九 〔第十一〕〔第十一〕〔新設〕
--	--	--

第七十六条第二項	被告人を	又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者
第七十六条第一項	被告人を	又は第四百四十五条の二（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）に該用する場合を含む。）に該

第七十四条第二項	被告人を	次項各号に掲げるときを除き、被告人
第一項及び第三項	被告人を	法第一百四十五条の二（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）における規定による決定を受けた者を

この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	被告人が
	その者が

最高裁判所長官 今崎幸彦

◎最高裁判所規則第三号

刑事訴訟規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年二月十二日

## 刑事訴訟規則等の一部を改正する規則

## (刑事訴訟規則の一部改正)

## 最高裁判所

改正後	(職本、抄本の送付)
改正前	(職本、抄本の送付)

第一条 刑事訴訟規則(昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

第三十六条 檢察官の執行指揮を要する裁判をしたときは、速やかに裁判書又は裁判を記載した調書の職本又は抄本を検察官に送付しなければならない。ただし、特別の定めのある場合は、この限りでない。	第三十六条 檢察官の執行指揮を要する裁判をしたときは、速やかに裁判書又は裁判を記載した調書の職本又は抄本を検察官に送付しなければならない。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。
2 前項の規定により送付した抄本が第五十七条第二項から第四項までの規定による判決書又は判決を記載した調書の抄本で拘禁刑の執行指揮に必要なものであるときは、速やかに、その判決書又は判決を記載した調書の抄本で罪となるべき事実を記載したものと検察官に送付しなければならない。	2 前項の規定により送付した抄本が第五十七条第二項から第四項までの規定による判決書又は判決を記載した調書の抄本で懲役又は禁錮の刑に該当する事件については、弁護人を選任するかどうかを確認したうえで、その他の事件については、法第三十六条の規定による弁護人の選任を請求するかどうかを確認なければならない。

(拘禁刑以上の刑に処せられた被告人の収容手続

〔2 略〕

統一法第三百四十三条、第九十八条等)

第九十二条の二 〔略〕

・法第二百四十三条、第九十八条等)

第九十二条の二 〔同上〕

〔2 同上〕

〔2 同上〕

〔2 略〕

〔2 略〕

〔2 略〕

〔2 略〕

第三十七条 裁判所は、公訴の提起があつた場合において被告人に弁護人がないときは、遅滞なく、被告人に対し、死刑又は無期若しくは長期三年を超える拘禁刑に該当する事件については、弁護人がなければ開廷することができない旨をも知らせなければならない。	第三十七条 裁判所は、公訴の提起があつた場合において被告人に弁護人がないときは、遅滞なく、被告人に対し、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に該当する事件については、弁護人がなければ開廷することができない旨をも知らせなければならない。
2 前項の規定により送付した抄本が第五十七条第二項から第四項までの規定による判決書又は判決を記載した調書の抄本で拘禁刑の執行指揮に必要なものであるときは、速やかに、その判決書又は判決を記載した調書の抄本で罪となるべき事実を記載したものと検察官に送付しなければならない。	2 前項の規定により送付した抄本が第五十七条第二項から第四項までの規定による判決書又は判決を記載した調書の抄本で懲役又は禁錮の刑に該当する事件については、弁護人を選任するかどうかを確認したうえで、その他の事件については、法第三十六条の規定による弁護人の選任を請求するかどうかを確認なければならない。

(拘禁刑以上の刑に処せられた被告人の収容手続

〔2 同上〕

〔2 同上〕

〔2 略〕

〔2 略〕

〔2 略〕

〔2 略〕

第一百七十七条 裁判所は、公訴の提起があつたときは、遅滞なく、被告人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨のほか、死刑又は無期若しくは長期三年を超える拘禁刑に該当する事件については、弁護人がなければ開廷することができない旨をも知らせなければならない。	第一百七十七条 裁判所は、公訴の提起があつたときは、遅滞なく、被告人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨の外、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に該当する事件については、弁護人がなければ開廷することができない旨をも知らせなければならない。
2 前項の規定により送付した抄本が第五十七条第二項から第四項までの規定による判決書又は判決を記載した調書の抄本で拘禁刑の執行指揮に必要なものであるときは、速やかに、その判決書又は判決を記載した調書の抄本で罪となるべき事実を記載したものと検察官に送付しなければならない。	2 前項の規定により送付した抄本が第五十七条第二項から第四項までの規定による判決書又は判決を記載した調書の抄本で懲役又は禁錮の刑に該当する事件については、弁護人を選任するかどうかを確認したうえで、その他の事件については、法第三十六条の規定による弁護人の選任を請求するかどうかを確認なければならない。

(拘禁刑以上の刑に処せられた被告人の収容手続

〔2 同上〕

〔2 同上〕

〔2 略〕

〔2 略〕

〔2 略〕

〔2 略〕



線を付した部分のよう改める。

(選任の不適格事由)

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、選定委員となるべき者に選任することができない。

〔二・二 同上〕

(選任の不適格事由)

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、専門委員に任命することができない。

〔二・二 同上〕

(欠格事由)

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、専門委員に任命することができない。

〔二・二 同上〕

(欠格事由)

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、専門委員に任命することができない。

〔二・二 同上〕

(欠格事由)

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、専門委員に任命することができない。

〔二・二 同上〕

(民事調停委員及び家事調停委員規則の一部改正)

第五条 民事調停委員及び家事調停委員規則(昭和四十九年最高裁判所規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

九

改正後	改正前
(欠格事由)	(欠格事由)
第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、民事調停委員又は家事調停委員に任命することができない。	第二条 「同上」
一 拘禁刑以上の刑に処せられた者	一 拘禁以上の刑に処せられた者

線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
(欠格事由)	(欠格事由)
第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、労働審判員に任命することができない。	第二条 「同上」
一 拘禁刑以上の刑に処せられた者	一 拘禁以上の刑に処せられた者

(労働審判員規則の一部改正)

第七条 労働審判員規則(平成十七年最高裁判所規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

一

(専門委員規則の一部改正)

第六条 専門委員規則(平成十五年最高裁判所規則第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを參與となるべき者に選任することができない。	第二条 【同上】
一 拘禁刑以上の刑に処せられた者	一 索縛以上の刑に処せられた者
〔二〕四 略	〔二〕四 同上
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（裁判官の報酬等に関する規則の一部改正）

第九条 裁判官の報酬等に関する規則（平成二十九年最高裁判所規則第一号）の一部を次のよう改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

一三

一五

改正後	改正前
第十三条 裁判官で次の各号のいずれかに該当するものは、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第三号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。	第十三条 【同上】
〔一〕略	〔一〕同上
〔二〕略	〔二〕同上
〔三〕略	〔三〕同上

一 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した者で、その退職した日から当該支給日の

改正後	改正前
に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものには、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第三号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。	に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
〔一〕略	〔一〕同上
〔二〕略	〔二〕同上
〔三〕略	〔三〕同上

一 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した者で、その退職した日から当該支給日の

に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

3 最高裁判所長官は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合

前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

三 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第十四条 最高裁判所長官は、支給日に期末手当を支給することとされていた裁判官で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 退職した日から当該支給日の前日までの間に退職した日から当該支給日の前日までの間

一三

一五

一四

において、一時差止処分を受けた者がその者の

在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕

されているときその他これを取り消すことが

一時差止処分の目的に明らかに反すると認める

ときは、この限りでない。

一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合

〔二・三・略〕

〔4・5・6・略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（裁判所職員退職手当審査会規則の一部改正）

第十一条 裁判所職員退職手当審査会規則（平成二十一年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正す

一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

〔二・三・同上〕

〔4・5・6・同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

一七

備考 表中の「」の記載は注記である。

（裁判所職員再就職等監視委員会規則の一部改正）

第十一條 裁判所職員再就職等監視委員会規則（平成二十年最高裁判所規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（身分保障）	（身分保障）

改正後

改正前

（身分保障）

一九

改正後	改正前
（身分保障）	（身分保障）

改正後

改正前

（身分保障）

一七

改正後	改正前
（身分保障）	（身分保障）

改正後

改正前

（身分保障）

一九

改正後	改正前
（身分保障）	（身分保障）

改正後

改正前

（身分保障）

一九

改正後	改正前
（身分保障）	（身分保障）

改正後

改正前

（身分保障）

一九

改正後	改正前
（身分保障）	（身分保障）

改正後

改正前

（身分保障）

一九

改正後	改正前
（身分保障）	（身分保障）

改正後

改正前

（身分保障）

（身分保障）</





に関する事項	
〔削る〕	六 労働審判員に関する事項
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
（最高裁判所事務総局等職制規程の一部改正）	

第二条 最高裁判所事務総局等職制規程（昭和四十三年最高裁判所規程第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（首席技官及び次席技官）	（首席技官及び次席技官）
〔2～4 同上〕	〔2～4 同上〕

この規程は、令和七年四月一日から施行する。